

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年6月10日 04時50分ごろ
発生場所	三重県志摩市大王埼南西方沖 大王埼灯台から真方位229° 17海里付近 （概位 北緯34° 05.3′ 東経136° 38.5′）
インシデントの概要	漁船第八きんせい丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八きんせい丸、91トン 131201、株式会社関門トレーディング（船舶運航者） ディーゼル機関、4サイクル、出力1,250kW、回転数毎分1,000、6気筒、ボア250mm、使用燃料C重油、平成元年1月機関製造
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、航行中、機関長が、主機の潤滑油量を計測した際、出港時に比べて異常に減少していることに気づき、機関室の点検を行ったところ、主機の潤滑油戻り管に直径約5mmの破口が生じ、潤滑油が漏れいしているのを認め、直ちに主機を停止した。</p> <p>本船は、船長が、機関長から修理が困難である旨の報告を受け、船舶所有者に救助を要請し、来援したタグボートにえい航され、三重県南伊勢町奈屋浦港に着岸した。</p> <p>本船は、機関修理会社により主機の潤滑油戻り管が交換されて復旧した。</p>
分析	本船は、航行中、主機始動後の点検が不十分な状況下、主機の潤滑油戻り管に破口が生じたことから、潤滑油が漏れいし、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機始動後の点検が不十分な状況下、主機の潤滑油戻り管に破口が生じたため、潤滑油が漏れいし、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機の潤滑油戻り管を定期的に点検し、不具合があった場合にはすぐに交換すること。
--	---